主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人元林義治の主告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四一四条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月二一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	_
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	Ħ	Л	郎